

## 平成28年門真市教育委員会第2回定例会

開催日時 平成28年2月26日（金） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第4号 門真市教育振興基本計画の策定について
- 日程第4 議案第5号 第2次門真市子ども読書活動推進計画の策定について
- 日程第5 議案第6号 市長の権限に属する事務の委任に係る協議について
- 日程第6 議案第7号 門真市立総合体育館条例の制定の申出について
- 日程第7 議案第8号 門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について
- 日程第8 議案第9号 門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について
- 日程第9 議案第10号 平成27年度教育費等補正予算の見積り申出について
- 日程第10 議案第11号 平成28年度教育費等当初予算の見積り申出について
- 日程第11 議案第12号 平成28年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針の策定について
- 日程第13 諸報告

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで

### 出席委員

教育長	三宅 奎介
教育長職務代理者	長澤 信之
委員	磯和 均
委員	桜井 智恵子
委員	土川 好子

### 事務局出席職員

教育次長	稲毛 雅夫
学校教育部長	藤井 良一
学校教育部次長	山口 勘治郎
学校教育部教育総務課長	西岡 慈敏

学校教育部学校教育課長	三村 泰久
学校教育部学校教育課参事	成田 明子
学校教育部学校教育課参事	高山 拓也
学校教育部学校教育課参事	
兼教育センター長	杉井 信夫
生涯学習部長	柴田 昌彦
生涯学習部次長	岡 一十志
生涯学習部生涯学習課長	牧菌 友広
生涯学習部スポーツ振興課長	丹路 保浩
生涯学習部図書館長	西中 敏美
こども未来部長	河合 敏和
こども未来部次長	南野 晃久
こども未来部こども政策課長	山 敬史
こども未来部子育て支援課長	三宅 聖子
こども未来部	
保育幼稚園課長補佐	花城 勉
こども未来部	
こども発達支援センター	上松 岳史

三宅教育長                      開会宣告              午後 2 時

日程第 1                      会議録署名委員の指名

三宅教育長より 磯和 均 委員を指名

日程第 2                      会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3                      議案第 4 号 門真市教育振興基本計画の策定について  
説明者 西岡教育総務課長

本件につきましては、教育においてこれまで取り組んできた施策や事業を新たな視点から見直しを行い、体系化し、教育の中長

期的な目標や基本的な方向性を明らかにするものとして、「門真市教育振興基本計画」を策定するものでございます。

計画の策定にあたりましては、27年6月以降、庁内課長級で構成される庁内検討委員会を5回、学識経験者、保護者の代表、市立学校長、学校教員、本市の職員で構成される策定委員会を合計6回にわたり開催し、計画の内容について熱心にご議論をさせていただくとともに、広く市民の方等からご意見をいただくため、本計画（素案）に対するパブリックコメントを実施いたしました。それらのご意見を十分に踏まえた計画としております。

まず、計画の内容に入ります前に、28年門真市教育委員会第1回定例会において、本計画（素案）に対する意見募集の結果をご報告させていただきましたが、いただいたご意見の内容のみのご報告でしたので、それに対する市の考え方についてのご説明をさせていただきます。なお、内容につきましては、意見に対して、計画の内容を大きく変更したもののみをご報告させていただきます。

議案書3ページからをご覧ください。

まず、意見3番目で、基本目標1の「15年一貫教育」について、表現が分かりにくいとのご意見を受け、基本目標1を「0歳からの15年一貫教育」と修正しております。

次に、議案書4ページの意見5番目で、自尊心を高める事業についてはもっとあるので前面に出してはどうかとの意見を受け、計画に「自尊心」に関する文言を4点追加しております。

次に、議案書6ページの意見7番目で、多文化共生社会のことについてもっと計画に盛り込むべきではないかというご意見を受け、計画17ページの「国際理解教育の推進」の内容を修正しております。

次に、議案書7ページの意見10番目で、スマホ・LINE・SNS等で子どもを巻き込んだトラブルへの対策をどうしていくかのご意見を受け、計画12ページの「ICT機器の活用」の修正及び計画17ページに「情報モラルの教育の充実」を新たに追記し、スマホ・LINE・SNS等についての対策について記載しております。

次に、議案書9ページの意見13番目で、通級指導教室の拡充について、「通常の学級に在籍する…」という文章は市民に偏見を抱かせるため、不要ではないかというご意見を受け、表現の修正を

しております。

次に、議案書10ページの意見16番目で、小中学校間の指導方法等の違いにより中1ギャップが起こるという表現になっているがそのデータがあるのかという意見を受け、内容を精査し、表現の変更をしております。

次に、議案書12ページの意見23番目で、学校事務の共同実施を推進しても学校に舞い込む事務手続きが減少するものではないとのご意見を受け、「学校内の事務処理の効率化をめざした学校事務の共同実施等を通じ、教員の事務負担の軽減を図り」に表現の修正をいたしました。

最後に、議案書17ページの意見29番目で、第1回策定員会で使用した母子家庭率や生活保護世帯等の資料がなくなっているのので、記載してはどうかとのご意見を受け、母子世帯・父子世帯等の統計資料を追加いたしました。

以上がパブリックコメントに対する市の考え方であります。

それでは、「門真市教育振興基本計画」の概要について、ご説明いたします。

別添資料「門真市教育振興基本計画」(案)をご覧ください。

まず、目次をご覧ください。

本計画の構成であります。第1章から第4章まで、そして参考資料の構成で計画の全体について記載をしております。

次に、1ページから9ページまでをご覧ください。

第1章「計画の策定にあたって」とし、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の範囲、計画の期間、本市の教育を巡る状況を記載しています。本市の教育を巡る状況といたしましては、人口推移及び将来推計や家庭・地域の状況、本市の教育の課題と取組などについて記載をしております。

次に、10ページから12ページまでをご覧ください。

第2章「門真市の教育がめざす姿」とし、基本理念、基本目標、計画の体系について記載をしております。

まず、10ページをご覧ください。

基本理念につきましては、本市の子どもたちが、自らの将来を見据え、夢の実現を図っていけるよう、子どもを中心として、学校・家庭・地域・行政がつながり、総ぐるみで取組を進めることとして「子どもの夢と幸せをみんなではぐくむ門真の教育」を基本理念として掲げております。

また、基本目標につきましては、基本目標1に「0歳からの15年一貫教育で子どもの夢と幸せをはぐくみます」、基本目標2に「多様な学びの機会を実現する充実した教育環境をつくります」、基本目標3に「子どもを真ん中に学校、家庭、地域、行政がつながります」としております。

次に、12ページをご覧ください。

施策の体系につきましては、計画の構成を図式化して示しております。一番上に基本理念、その下に基本目標を位置づけ、その下にそれぞれの基本目標を達成するための施策の方向・実施施策を位置づけており、この体系に基づき、次の第3章を構成しております。

次に、13ページからをご覧ください。

第3章では、記載方法を基本目標、施策の方向、実施施策としております。また、実施施策についての現状と課題、今後の方向性を示し、主な実施事業として取組内容を記載しています。

まず、13ページから27ページまでの基本目標1「0歳からの15年一貫教育で子どもの夢と幸せをはぐくみます」には、子どもたちが将来に希望を持ち、自らの夢と幸せを実現していけるように、義務教育終了までの15年間を一つながりとして捉え、障がいのある子どもや困難な家庭状況の子どもはもとよりすべての子どもたちの多様な学びの成長の機会を作ること、また、これまで以上に一人ひとりが分かる喜びや学ぶ楽しさ、生きる喜びを実感する教育活動に取り組んでいくことや子どもたちに基礎学力や主体的に学ぶ意欲、自分を律し、他者を思いやる心、豊かな人間性等を育んでいくための施策の方向、実施施策を記載しております。

次に、28ページから36ページまでの基本目標2「多様な学びの機会を実現する充実した教育環境をつくります」には、学校園は子どもたちが一日の大半を過ごす場所であるため、教職員との出会いは、子どもたちの一生を左右するという観点から、教職員・保育士等の授業力やコミュニケーション力等の資質向上を図ることや、学校組織の改善、学校の必要な人材の配置によるチームとして効果的に機能する学校園に関する施策や学校園の施設整備等についての施策の方向、実施施策を記載しております。

次に、37ページから40ページまでの基本目標3「子どもを真ん中に学校、家庭、地域、行政がつながります」には、各地域で子どもを中心としたつながりをさらに広げ、学校、家庭、地域、行

政が子どもを真ん中にそれぞれの役割を果たしながら絆やつながりを深め、協働を発展させ、きめ細やかに子どもや家庭を支え、協力して子どもが夢を持てるような場を創造するための施策の方向、実施施策を記載しております。

次に、41ページ、42ページの第4章、計画の推進につきましては、計画策定後の進行管理について、計画の推進体制についてなどを記載しております。

次に、43ページから54ページまでは、参考資料として、本市の学校園の状況等を記載しております。

次に、55ページには、本計画の策定の経過を、56ページには、計画策定過程において中学生生徒会からいただいた中学生生徒会会議提言を、57ページから65ページまでは、中学生アンケートの調査結果を、66ページから69ページまでは、門真市附属機関に関する条例等を70ページには、「門真市教育振興基本計画策定委員会委員名簿」、71ページには、「門真市教育振興基本計画庁内検討委員会委員名簿」を72ページから73ページにかけては諮問書、答申書を掲載しております。

磯和委員：パブリックコメントの対応としまして、たくさんいただいた意見の中で、非常に細かいところまで、説明だけでしてこのままいきますではなくて、柔軟に取り入れて改善されていて大変だったと思います。評価できると思います。

要望としましては、41ページのPDCAサイクルをして、計画のチェックとか、改善をしていきますよとか挙がっているんですが、具体的に内容が結構難しい。数字とかでしたら分かりやすいんですが、数字じゃないところがあるので難しいと思いますが、せっかく一所懸命、頑張って作っていただいたので、経過を見ながら修正するなり、事業計画に対応していただきたい。

[全委員異議なく、可決]

日程第4

議案第5号 第2次門真市子ども読書活動推進計画の策定について

説明者 西中図書館長

議案書21ページでございます。

本件につきましては、20年3月に策定した「門真市子ども読書活動推進計画」の検証、見直しを行い、子どもたちの豊かな心とことばの力をはぐくむため、「第2次門真市子ども読書活動推進計画」を策定するものでございます。

それでは、お手元の「第2次門真市子ども読書活動推進計画(案)」をご覧ください。

表紙の次には、教育長から「はじめに」として、これまでの経過、策定意義、お礼を掲載しております。

次に、目次をご覧ください。

目次には、第1章から第5章までの構成、計画の全体について記載しております。

1ページの第1章では、「第2次計画の策定にあたって」としまして、計画策定の背景や趣旨を記載しております。

次に、2ページから7ページまでの第2章「子どもの読書活動を取り巻く状況と課題」では、国・府の動向並びに第1次計画の検証、子どもの読書活動に関するアンケート調査結果・分析を記載しております。

次に、8ページから11ページまでの第3章「計画の基本的な考え方」では、基本理念や基本方針、計画の位置づけ、施策の全体図を記載しております。基本理念につきましては、8ページに記載しております。

すべての子どもが読書に親しみ、ことばの力を身につけ、人生がより豊かなものとなることをめざし、「広げよう読書の輪 育てようことばの力」を基本理念として掲げております。

次に、12ページから24ページまでが第4章「子どもの読書活動推進のための施策」となっており、前章の11ページにおいて示した、図式化した子どもの読書活動を推進するための施策を、「家庭・地域における読書活動の推進」、「図書館における読書活動の推進」、「学校等における読書活動の推進」、「連携・協働と普及・広報活動の推進」として、それぞれ記載しております。

次に、25ページの第5章「計画実現に向けて」では、計画策定後の進捗管理などを記載しており、最後に27ページ以降に資料編として子どもの読書活動に関するアンケート調査結果、門真市子ども読書活動推進計画策定の経過などを記載しております。

[全委員異議なく、可決]

日程第 5

議案第 6 号 市長の権限に属する事務の委任に係る協議について  
説明者 西岡教育総務課長

議案書22ページをご覧ください。

本件につきましては、28年4月1日から大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条第2項により本市が処理することとされていた市長の権限に属する保育所、児童館及び認可外保育施設に係る事務について、地方自治法第180条の2の規定に基づき、教育委員会へ委任を適用するにあたっての協議を行うものであります。

2. 新たに委任される事務についてをご覧ください。

新たに委任される事務といたしましては、大阪府より権限移譲を受ける保育所、児童館及び認可外保育施設に係る事務に係る市長の権限に属する事務であります。

また、これに伴い、児童福祉協議会に係る3点の事務についても委任することとされております。

具体には、1点目は、保育所の設置及び家庭的保育事業等の認可に関する事務、2点目は、保育所及び児童館の設置者に対する事業の停止命令及び認可外保育施設の事業の停止命令又は施設の閉鎖命令に関する事務、3点目は、家庭的保育事業者等及び放課後児童健全育成事業者に対する設備及び運営の向上のための勧告に関する事務であります。

なお、委任の開始時期につきましては、28年4月1日からとするものです。

[全委員異議なく、可決]

日程第 6

議案第 7 号 門真市立総合体育館条例の制定の申出について  
説明者 丹路スポーツ振興課長

議案書26ページからでございます。

本件は、市民が生涯にわたり自主的・自律的に行う多様なスポ



ーツ及びレクリエーションを通じ相互に交流を深め、もって生涯スポーツの推進を図るため、市立総合体育館を設置するにつき、本条例の制定を行うものです。

次に、条例の主な内容であります、次のページの条例案をご覧ください。

第1条では目的及び設置場所、第2条では指定管理者による管理が行える規定、第3条では指定管理者が行う業務の範囲、第4条では開館時間、第5条では休館日、第6条から第8条では利用の許可や制限及び取消し、第9条では権利譲渡等の禁止、第10条では設置目的以外の利用、第11条では特別設備等の設置、第12条では原状回復、第13条では損害賠償、第14条では利用料金、第15条では規則への委任を定めております。

なお、附則第1項では、施行日を教育委員会規則で定める日及び公布の日としており、第2項では、本条例施行前においても準備行為ができる経過措置を、第3項から第5項まで、教育委員会による管理を行う場合の特例措置をそれぞれ規定しております。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第7

議案第8号 門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について

説明者 西岡教育総務課長

本件につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新たに附属機関を設置する等の見直しを行うとともに、附属機関の委員の報酬額を定める等、所要の改正を行うものです。

それでは、議案書37ページからをお願いいたします。

別表に定める附属機関の見直しを行う内容であります、まず、「門真市子ども英会話講座事業委託事業者選定委員会」につきましては、28年度から市立公民館、市立文化会館、市民プラザを一括して管理運営する指定管理者が教育委員会から指定する事業として、「子ども英会話講座」を実施するため、事業者を選定する必要がなくなったことから、削除するものです。

次に、門真市子ども・子育て会議につきましては、担任する事務を明確に表現するために内容を追加するものです。

次に、門真市教育振興基本計画の理念に基づき、本市の子どもたちの現状を原点に据えながら、今後の施策を効果的に、着実に具体化を図っていくための教育のあり方について調査審議していくために、「門真市魅力ある教育づくり審議会」を新たに設置するものです。

次に、先ほど議案第6号で可決いただきました市長から新たに委任された事項について調査審議するために、「門真市児童福祉審議会」を新たに設置するものです。

なお、附則第1項として、この条例は、28年4月1日から施行するものです。また、附則第2項として、本条例の改正に伴い、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正として、別表の「子ども英会話講座事業委託事業者選定委員会委員」を削除し、「児童福祉審議会委員」及び「魅力ある教育づくり審議会委員」において、その委員報酬を追加規定しております。

また、附則第3項「門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び附則第4項「門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正として、これまで、門真市子ども・子育て会議の事務であったものを門真市児童福祉審議会の事務へと変更するものです。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第8

議案第9号 門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について

説明者 高山学校教育課参事

議案書40ページからでございます。

今回の改正につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、41ページをご覧ください。

公務員人事評価制度が28年4月から施行されることに伴い、地方公務員法第24条第2項に定められている「前項の規定の趣旨は、

できるだけすみやかに達成されなければならない」という条文が削除されます。

そのため、地方公務員法第24条第6項に定められております「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める」の部分が、第24条第5項となることから、本条例における引用条項を改正するものです。

その他、年次有給休暇について所要の改正を行うものとなっております。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第9

議案第10号 平成27年度教育費等補正予算の見積り申出について  
説明者 西岡教育総務課長

まず、歳出からご説明いたします。

議案書45ページをご覧ください。

款：民生費・項：児童福祉費・目：児童措置費1億6,552万5千円の減額は、保育定員拡充事業について民間事業者の整備計画の変更等に伴うものであります。

次に、款：教育費・項：小学校費・目：学校管理費974万8千円の減額は、古川橋小学校給食棟建替工事実施設計を実施するにあたり、国の補助金を活用することができなかつたため、実施の見直しを行うため減額をするものであります。

次に、款：教育費・項：社会教育費・目：社会教育総務費10万円の減額は、幸福町・垣内町地区整備事業スケジュールの遅れにより、(仮称)市立生涯学習複合施設建設事業における設計業務委託事業者選定委員会に係る委員報酬等を減額するものであります。

次に、歳入であります。

議案書44ページをご覧ください。

款：国庫支出金・項：国庫補助金・目：民生費国庫補助金1億4,713万3千円の減額、及び、款：市債・項：市債・目：民生債1,470万円の減額は、保育定員拡充事業の歳出の減額に伴うものであります。

次に、目：教育債730万円の減額は、古川橋小学校給食棟建替工事実施設計の見直しに伴うものであります。

次に、繰越明許費でございます。

議案書46ページをご覧ください。

款：民生費・項：児童福祉費、保育定員拡充事業といたしまして、2,400万円を28年度に予算の繰り越し手続きをするものです。

次に、債務負担行為の廃止であります。

(仮称)市立生涯学習複合施設建設事業におきまして、27年度から29年度までの期間で限度額1億6,019万7千円の債務負担行為を行っておりましたが、事業実施の見直しのため、債務負担行為を廃止するものです。

次に、地方債の変更であります。

議案書47ページをご覧ください。

まず、保育定員拡充事業の整備計画の変更等に伴い、社会福祉施設整備事業債1,470万円の減額、古川橋小学校給食棟建替工事の実施の見直しに伴い、学校教育施設等整備事業債730万円の減額をするため、それぞれ地方債表を変更するものです。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第10

議案第11号 平成28年度教育費等当初予算の見積り申出について  
説明者 藤井学校教育部長・柴田生涯学習部長・河合こども未来部長

説明者 藤井学校教育部長

28年度予算は、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という原則のもと、費用対効果を含めた成果重視の視点に立ち、事務事業の存廃を含めた聖域なき見直しを行い、必要性や効果を十分に見極め、今後の人口減少等の社会状況の変化にも的確に対応し得る強固な財政基盤を構築することを基本方針とした予算でございます。

まず、教育関係予算の歳出についての概略につきましてご説明いたします。28年度当初予算は(仮称)市立総合体育館建設事業等により、対前年度6億7,278万6千円増の160億9,062万8千円と大幅な予算増となっており、引き続き、教育予算に重点をおいた予算編成となっております。

また、歳入につきましては、教育費国庫補助金等の増額により、対前年度8億393万3千円増の95億52万9千円となっております。

次に、教育費等における各部の歳出予算額についてであります  
が、学校教育部では、27年度に第五中学校大規模改造工事、第三  
中学校及び第四中学校給食棟建替工事が完了したことに伴い、対  
前年度16億9,436万5千円減の34億6,431万2千円となっております。

生涯学習部では、(仮称)市立総合体育館建設費等に伴い、対前  
年度20億3,927万3千円増の39億1,918万3千円となっております。

こども未来部では、私立の保育園・幼稚園の認定こども園への  
移行等による施設型給付費の増加、沖小学校放課後児童クラブ改  
修工事等に伴い、対前年度3億2,787万8千円増の87億713万3千  
円となっております。

それでは、28年度の教育費等当初予算の内容につきまして、学  
校教育部関係からご説明申し上げます。

議案書51ページの歳出をお願いいたします。

1. 教育総務費に関しまして、(1) 教育委員会費は、委員会定  
例会等を運営する事業となっております。

次に、(2) 事務局費は、まず、門真市教育振興基本計画に基づ  
く、具体の事業内容と、推進計画等を検討するために、新たに魅  
力ある門真の教育づくり事業を実施するとともに、栄養士の非常  
勤嘱託職員4人分、給食調理員や校務員の病休等代替配置事業、  
及び学校事務OA化事業に対する事業費を計上しております。

次に、(3) 教育振興費は、門真市立学校の教育の向上をめざし  
て展開するための、さまざまな経費となっており、学力向上支援  
員加配事業、小学校3年生から5年生までの学力調査推進事業・  
きめ細かな指導を実現する35人学級事業などを挙げております。

また、学校図書館司書配置事業におきましては、27年度から2  
人増員の6人とし、12校に配置してまいります。さらに26年度に  
引き続き中学生放課後学習支援K a d o m a 塾事業などを計上し  
ております。

次に、(4) 人権教育推進費は、進路選択に関する指導助言及び  
自立支援通訳の派遣を行うための事業費など人権教育にかかるさ  
まざまな経費となっております。

次に、(5) 教育センター費は、適応指導教室運営事業において、  
主任指導員を1人増員としております。さらに教職員研修事業が  
主な事業となっております。

次に、2. 小学校費 (1) 学校管理費は、小学校運営に関する

学校園の予算配当事業、学校施設営繕事業、給食運営事業及び小学校施設整備事業などが主な事業となっております。

小学校施設整備事業としては、主に門真小学校のプール建替工事及び同校南校舎撤去工事に加えて沖小学校大規模改造二期工事を行う予定としております。

次に、3. 中学校費（1）学校管理費につきましては、概ね小学校費と同様の事業となっております。

次に、（2）学校建設費につきましては、門真はすはな中学校施設建設費の割賦払金となっております。

次に、4. 保健体育費（1）保健体育総務費のうち、給食運営事業、学校保健事業、健康診断事業が学校教育部所管の事業となっております。

次に、歳入についてであります。

議案書49ページをお願いいたします。

3. 教育費負担金は、日本スポーツ振興センターが実施する「学童災害共済制度」に加入する負担金のうち保護者負担分となっております。

次に、6. 教育使用料は、教育センター使用料が主な項目となっております。

次に、11. 教育費国庫補助金は、理科教育等設備整備費をはじめ、修学旅行費、医療費、特別支援教育就学奨励費等の補助金及び学校施設環境改善交付金が主な項目となっております。

次に、議案書50ページをお願いいたします。

16. 教育費府補助金は、総合相談事業交付金をはじめ、市町村医療的ケア体制整備推進事業、スクール・エンパワーメント推進事業、帰国渡日児童生徒受入体制整備支援事業の補助金等となっております。

次に、21. 教育振興基金繰入金は、きめ細かな指導を実現する35人学級事業に充てるものでございます。

次に、22. 日本スポーツ振興センター医療費貸付金元利収入は、同貸付金の戻入金でございます。

次に、23. 学校給食用物資購入運転資金貸付金元利収入は、同貸付金の戻入金でございます。

次に、24. 雑入は、給食用廃油売却代金、賠償保険金、及び給食棟設備等使用料でございます。

次に、27. 教育債は、沖小学校及び速見小学校給食棟空調整備

事業、門真小学校南校舎撤去工事に伴う校務員作業室及び学校倉庫新設事業、沖小学校大規模改造事業、門真小学校プール建替事業等に対する学校教育施設等整備事業債等でございます。また、公共施設等除却特例債及び都市再構築戦略事業債につきましては、門真小学校南校舎撤去工事に充てるものでございます。

次に、債務負担行為についてであります。

議案書57ページをお願いいたします。

英語教育活動業務委託（4）28年度から29年度まで、学校給食調理業務委託（18）につきましては、28年度から31年度までの事業として、それぞれ限度額を定めるものでございます。

以上が、学校教育部所管の歳入・歳出当初予算となっております。

説明者 柴田生涯学習部長

続きまして、生涯学習部所管につきまして、歳出からご説明申し上げます。

議案書53ページをお願いいたします。

総務費、1. 総務管理費に関しまして（1）文化芸術振興費は、国際交流推進事業費及び市民文化会館・市民交流会館の指定管理料等の運営事業費でございます。

教育費、1. 社会教育費に関しまして（1）社会教育総務費は、社会教育振興事業費をはじめ文化施設予約システム運用や歴史資料館の運営経費、歴史遺産整備事業費などを計上しております。

（2）青少年費は、子どもの安全見守り事業費をはじめ、学校支援地域本部事業費、成人祭、青少年の主張、まなび舎Kids、自学自習室サタスタ、めざせ世界へはばたけ事業費等を計上しております。

（3）社会教育施設費は、市立文化会館の指定管理料等でございます。

（4）公民館費につきましては、公民館の指定管理料等でございます。

なお、市立文化会館と公民館は、市民プラザと一括して指定管理されることとなっておりますが、予算上施設ごとに計上しております。

（5）図書館費は、図書館本館と図書館分館の管理・運営経費、読み聞かせやブックスタートの事業費のほか、策定完了する「第2

次子ども読書活動推進計画」に基づき、新たに、学校等読書活動支援事業費、子ども読書活動推進啓発事業費を計上しております。

(6) 市民プラザ費は、市民プラザの指定管理料と生涯学習センターPC機器等借上料に関する経費でございます。

2. 保健体育費に関しまして(1) 保健体育総務費は、校区体育祭補助事業費、学校体育施設開放事業費、東和薬品R A C T A Bプール補助事業費、スポーツレクレーション大会事業費を計上しております。

(2) 体育施設費は、旧第六中学校運動広場や旧北小学校体育施設の運営管理、テニスコート・青少年運動広場の指定管理料などの社会体育施設の管理運営経費、スポーツ施設予約システムの保守・運用経費及び(仮称)市立総合体育館建設事業・工事請負費でございます。

(3) 市民プラザ費につきましては、市民プラザ体育館、市民プラザグラウンド用の備品等の経費を計上しております。

次に歳入についてであります。議案書49ページをお願いします。

4. 総務使用料は、市民文化会館レストラン等使用料となっております。

6. 教育使用料は、学校施設整備使用料、旧第六中学校運動広場使用料及び行政財産目的外使用料となっております。

9. 総務費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金としまして、市民文化会館(ルミエールホール)の天井耐震調査業務委託の財源となっております。

11. 教育費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金としまして、市立総合体育館建設工事の財源となっております。

15. 民生費府補助金は、子育て支援交付金としまして、ブックスタート事業の財源となっております。

16. 教育費府補助金は、「めざせ世界へはばたけ事業」に充てる地域福祉・子育て支援交付金、教育コミュニティづくり推進事業費、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業でございます。

18. 文化芸術振興基金繰入金は、市民文化会館の大規模改修計画策定業務委託、天井耐震調査業務委託、修繕、備品購入や門真の第九事業交付金に充てるものでございます。

20. まちづくり整備基金繰入金は、市立総合体育館建設工事に充てるものとなっております。



21. 教育振興基金繰入金は、その一部が「めざせ世界へはばたけ事業」に充てる財源となっております。

24. 雑入は、東和薬品R A C T A B ドームプール入場券売払代金及びスポレク大会におけるT O T Oからの助成金としてのスポーツ振興くじ助成金などが主な内容となっております。

25. 総務債につきましては、公共施設整備事業債としまして、市民文化会館の大規模改修計画策定業務委託の財源となっております。

27. 教育債につきましては、住宅市街地総合整備事業債としまして、市立総合体育館建設工事の財源となっております。

続きまして、議案書57ページの債務負担行為でございます。

海外派遣研修業務委託（4）は、英語プレゼンテーションコンテストの成績優秀者の海外研修に伴う経費でございます。

以上が、生涯学習部所管の歳入・歳出当初予算となっております。

説明者 河合こども未来部長

続きまして、こども未来部所管の28年度当初予算をご説明申し上げます。

議案書55ページをお願いいたします。

まず、歳出よりご説明いたします。

款：民生費のうち、1. 社会福祉費では、（1）社会福祉総務費において、職員人件費を、（2）ひとり親家庭医療助成費において、ひとり親家庭に対する医療費の一部助成に伴う費用を計上しております。

次に、2. 児童福祉費であります。（1）児童福祉総務費では、特別児童扶養手当等の国制度に基づく各種手当の支給にかかる費用のほか、つどいの広場・放課後児童クラブにかかる運営費用、また、家庭児童相談センターに関連する費用等を計上しており、新規事業となります子どもの貧困対策事業では、子どもの貧困に関する本市の状況をアンケート等により把握し、課題を整理するものであります。

（2）児童措置費は、保育所入所にかかる費用のほか、子ども・子育て支援新制度による施設型給付事務及び子ども・子育て支援事業計画に基づく保育定員拡充事業にかかる経費等となっております。

(3) 保育園費では、公立保育所3園の運営にかかる費用のほか、上野口保育園及び浜町保育園の耐震化に向けた費用を計上いたしております。

(4) 児童通園施設費では、30年4月開設予定の市立の認定こども園の整備にかかる費用、並びに、こども発達支援センターの運営にかかる各種費用を、次の(5) こども医療助成費では、入院が中学3年生まで、通院が小学6年生までを対象とした医療費助成にかかる費用を計上いたしております。

続きまして、議案書56ページをお願いいたします。

款：衛生費、1. 保健衛生費、(1) 保健衛生総務費は、入院養育を必要とする未熟児に対して必要な医療の給付を行うものであります。

次に、款：教育費、1. 教育総務費であります。(1) 事務局費では、幼児教育推進事業として、幼稚園・保育園等における共通カリキュラムを策定するための費用を、(2) 人権教育推進費では、職員の研修等に係る費用を計上いたしております。

次に、2. 幼稚園費であります。(1) 幼稚園管理費では、公立幼稚園2園の運営にかかる費用のほか、新たに幼稚園施設整備事業として、旧北巣本幼稚園の撤去にかかる費用を、次の(2) 教育振興費では、私立幼稚園保護者補助及び就園奨励費補助に要する費用を計上いたしております。

続きまして、歳入についてであります。議案書49ページをお願いいたします。

1. 民生費負担金では、保育所入所の個人負担金等を、2. 衛生費負担金では、未熟児の養育医療負担金を計上いたしております。

次に、5. 民生使用料は、放課後児童クラブ並びにこども発達支援センターの使用料等であり、6. 教育使用料は、幼稚園及び通園バスの使用料であります。

7. 民生費国庫負担金では、認定こども園等に対する施設型給付負担金などを、8. 衛生費国庫負担金では、未熟児養育医療給付負担金を計上いたしております。

次に、10. 民生費国庫補助金では、子ども・子育て支援交付金のほか、保育所等整備交付金などを、11. 教育費国庫補助金では、私立幼稚園就園奨励費補助金等を、12. 民生費委託金では、特別児童扶養手当にかかる事務取扱交付金を計上いたしております。

13. 民生費府負担金は、認定こども園等に対する施設型給付負担金などであり、14. 衛生費府負担金は、未熟児養育医療給付にかかる負担金、15. 民生費府補助金は、放課後児童健全育成事業費補助金のほか、新子育て支援交付金等であります。

次に、議案書50ページをお願い致します。

16. 教育費府補助金では、子ども・子育て支援交付金を計上し、19. 福祉推進基金繰入金は、市立の認定こども園の整備に充てるものであります。

24. 雑入では、こども発達支援センターにかかる障がい児通所給付費のほか、保育所主食負担金等を計上しております。

次に、26. 民生債は、市立の認定こども園整備事業、及び、民間保育所等整備事業、並びに、上野口保育園・浜町保育園の耐震化にかかる財源の一部として、また、27. 教育債では、旧北巢本幼稚園の撤去にかかる財源の一部として市債を計上しております。

最後に、議案書57ページをお願いいたします。債務負担行為であります。放課後児童クラブ運営業務委託（13）のほか、（仮称）市立南認定こども園整備事業（2）、こども発達支援センター通園バス運転業務委託（2）につきまして、それぞれ、期間及び限度額を定めるものであります。

以上が、こども未来部が所管いたします歳入・歳出に係る平成28年度当初予算となっております。

以上、議案第11号の各部からの説明とさせていただきます。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第11

議案第12号 平成28年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針の策定について

説明者 杉井学校教育課参事

議案書62ページからをご覧ください。

28年研修の方針につきましては、教育新興基本計画に基づき、1点目に教職員のキャリアステージに応じた研修として、教職員の経験年数による4つのステージを定め、それぞれに必要な資質を育成する研修を提供します。64ページにありますようにステージに応じて必要となる資質能力を人材育成指標として整理し、各研

修を位置づけることで教職員の研修受講目標の設定を支援したいと考えています。

2点目としましては、門真市の教育課題に対応した研修として、授業改善の研修を中心に、開発的生徒指導、学校組織の改善に関する研修を実施します。

3点目は、校内研修支援でございます。各学校における校内研修の活性化を図るため、指導主事やスクールアドバイザーの学校訪問による研修支援を行います。

65ページは、門真市主催研修の系統図、66ページは研修受講チェック表でございます。教職員がチェック表を活用して、計画的な受講ができるように示しております。

また、これらの研修のうち、初任者研修、5年目研修、10年経験者研修は法定研修であるため必修研修であり、そのほかに関しましては、受講希望者を募って実施する予定でございます。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第12

### 諸報告

三宅教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号1 平成28年度当初教職員数の見直し等について

説明者 高山学校教育課参事

まず、教職員数の算定基礎となる学級数についてですが、現時点において、小学校につきましては、通常学級が現在の191学級から8学級減の183学級となっております。支援学級については、27年度同様の53学級を見込んでおります。教職員数は加配等も含め8名の減を見込んでおります。

中学校につきましては、通常学級は現在の82学級から3学級減の79学級を見込んでおります。支援学級については、27年度同様の27学級を見込んでおります。教職員数については、加配等も含め6名の減を見込んでおります。

続きまして、教職員の過欠員の状況についてですが、小学校に

おきましては、27年度の定数内講師の退職25人、定年退職7人、特別退職2人、普通退職3人による退職予定者が37人となっております。

なお、新規採用教員については19人の配置予定となっており、欠員補充講師については、現時点で13人の任用を予定しております。また、養護教諭の新規採用者が1人配当されております。

中学校につきましては、定数内講師の退職29人、定年退職9人、特別退職1人、普通退職2人による退職予定者が41人となっております。

新規採用教員については7人の配置予定となっており、欠員補充講師については、現時点で24人の任用を予定しております。

なお、現時点では、教員のさまざまな加配等については未確定であり、児童生徒数についても、転入・転出等で毎日のように変動しており、今後の動きによっては、学級数、教員数が変わってまいります。例えば、学校によっては1学級の児童生徒数が40人、41人というような、学級数確定が微妙な学年もありますので、引き続き調査を実施し、児童生徒数の精査に努め、3月中旬には学級数を確定し、人事異動事務を行う予定としております。講師の確保につきましても努めてまいりたいと考えております。

次回、3月の教育委員会におきましては、教職員人事もほぼ確定していると考えられますので、教職員人事異動の概要につきまして、資料を作成の上、再度報告させていただく予定でございます。

## 番号2 第5回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテストの結果について

説明者 牧菌生涯学習課長

諸報告資料の1ページをご覧ください。

2月21日（日）ルミエールホール小ホールにおきまして、第5回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテストを250人の来場者を迎えて開催いたしました。

27年7月から9月にかけて、プレゼンテーションコンテスト参加者を募集したところ、前回の377人を大きく上回る747人の中学1・2年生から応募がありました。

提出された応募用紙による書類一次審査を65人が通過し、日本語と英語による面接二次審査を18人がそれぞれ通過しました。

18人の生徒がコンテスト当日まで、関西外国語大学の教員及び大学生、市内中学校の英語教員、そして先輩海外派遣研修生の協力を得まして、4回の事前研修を行いました。

生徒たちは、外大の皆さん、英語教員の皆さん、そして先輩海外派遣研修生による丁寧な指導、協力により、事前研修を重ねながら落ち着いてプレゼンテーションに臨むことができたのではないかと考えております。

今回も中学生海外派遣研修の派遣校であるチャールズキャンベルカレッジ校とインターネット回線を通じて交流を行い、副校長から激励の言葉をいただきました。

審査中には27年の第4回海外派遣研修に参加した生徒4人が、オーストラリアの報告として学校やホームステイ、そして歴史のことを英語でプレゼンテーションを行うとともに、門真市子ども英会話講座K E I Kの参加児童約50人が英語の歌を披露し、また、今回新たな取組として第1回海外派遣研修生がコンテスト応募から現在の心境を込めた「私の中のプレゼンテーションコンテスト」を英語と日本語で発表していただき、コンテストに華を添えていただきました。

コンテストでは、最優秀賞1人、優秀賞8人、奨励賞9人が選ばれました。

番号3 第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画（素案）に係るパブリックコメントについて

説明者 三宅子育て支援課長

諸報告資料の2ページをご覧ください。

本パブリックコメントは、28年1月26日から2月14日まで市広報、市ホームページ並びに本市公共施設において素案を公表し、意見募集を行いました。

その結果、1人の方から3件のご意見をいただきました。

なお、本報告につきましては、現在、いただいたご意見を基に第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画審議会にて修正の有無等についての議論を経ていないことから「市の考え」については、

審議会開催後にご報告をさせていただきますので、本日は、いただいたご意見の内容のみの報告とさせていただきます。

それでは、「意見の概要」について簡単に説明させていただきます。

諸報告資料3ページからをご覧ください。

まず、1番目のご意見につきましては、計画28、29ページの就労支援の中で、女性サポートステーションでのキャリアカウンセリングについて記載しているのと同様に25ページの情報提供・相談支援の充実のうち③各種相談事業の推進においても、女性サポートステーションWESSでの女性相談を掲載してほしいとのご意見をいただきました。

次に、2番目のご意見につきましては、計画50ページの資料編の女性のための相談に関して、古い情報となっているので、計画に記載する際に一考いただきたいとのご意見をいただきました。

最後に、3番目のご意見につきましては、ひとり親の就労支援、自立支援にとって、大阪府母子寡婦福祉連合会に頼らない事業展開が急務ではないか、また子どもの教育支援として、国から提示のあった塾代助成事業の実施、また門真市母子福祉会の若松会の人材育成など、具体的な施策への取組についても言及してほしいとのご意見をいただきました。

いただいたご意見に対しましては、真摯に受け止め、3月11日に開催される第4回第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画審議会の中で計画の修正の有無等についてを議論する予定としております。

—すべての報告が終了—

三宅教育長

閉会宣言 午後3時17分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教育長 三宅 奎介

署名委員 磯和 均